

令和 9 年 度

沖縄県立沖縄盲学校幼稚部
入学者選抜募集要項



沖縄県立沖縄盲学校

〒901-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城473番地

TEL 098-889-5375

FAX 098-888-2547

URL <http://www.okimo-sh.open.ed.jp>

令和9年度 沖縄県立沖縄盲学校幼稚部入学者選抜募集要項

沖縄県立特別支援学校の幼稚部入学者選抜検討委員会実施要項に基づき実施する。

1 方針

沖縄県立沖縄盲学校の幼稚部においては、視覚障害のある幼児への早期からの教育及び保護者の養育支援をねらいとしている。入学者の選抜は、障害の種類や程度に応じて、特別支援学校における教育が必要な者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校の校長が指定した出願書類、発達検査（標準化されたもの）、行動観察及び保護者面接の結果を基に行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

2 出願の流れ

(1) 出願資格

学校教育法施行令第22条の3（【別紙①】を参照）の規定により、視覚障害に該当する者で、次のア～ウに該当する者。

ア 募集年度の3月31日で満年齢が3歳、4歳又は5歳に達する者。

3歳児：令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ

4歳児：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ

5歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

イ 令和8年9月末日までに本校の志願前相談を受けた者。

ウ 原則として、保護者等の保育参加及び保育参観が可能な者。

(2) 募集定員 募集定員は別に定める。

(3) 出願期間

出願受付日 ・ ・ ・ ・ ・ 令和8年11月5日（木）午前9時～午後4時
11月6日（金）午前9時～午後2時

受付場所 ・ ・ ・ ・ ・ 沖縄県立沖縄盲学校 幼稚部教室

(4) 出願手続

志願者は、ア～オの志願書類を学校長に提出する。

ア 入学志願書（第1号様式）

イ 健康診断書（第2号様式）

ウ 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）。

※1 「次の判定年月」が超えた身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。

※2 「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第3号様式の特支幼）を提出する。

※3 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

エ 専門医の診断書（第3号様式の特支専）

オ 住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。）

カ 調査書（本校指定様式）

キ 志願者が県外に在住している場合は、次の手続きによる。

- (ア) 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を出願受付日の14日前（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受けること。

(イ) 前記(ア)の許可願（第4号様式）は、前述(4)ア～オの提出物と合わせて、本校校長に提出すること。

(5) 選抜の方法

- ア 本校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
イ 選抜委員会は、所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして選抜を行う。

(6) 発達検査等

ア 期 日 令和8年11月18日（水）及び11月19日（木）のいずれか1日

イ 検査場 〒901-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城 473 番地
沖縄県立沖縄盲学校 幼稚部教室
Tel. 098-889-5375 fax 098-888-2547

ウ 発達検査等の実施

発達検査及び行動観察は、志願者全員について、本校校長の定めるところにより実施する。

(7) 面接

面接は、志願者全員について本校校長の定めるところにより実施する。

(8) 当日の発達検査等の時間配分

時間を指定し、個別に実施する。（発達検査等と保護者面談は並行して行う）
幼児の実態に配慮しながら実施する。

	内 容（時間）		内 容（時間）
幼 児	・自由遊び ・設定遊び ・発達検査 （60分）	保 護 者	・保護者面談 （30分） ※母子手帳持参 ※保健面談、摂食相談 ※印は必要に応じて行う

(9) 入学予定者及び教育相談予定者の発表

令和8年12月1日（火）午前9時に本校で発表する。同日、午前10時頃までに学校ホームページに掲載すると共に、保護者に郵送（誓約書含む）で通知する。

3 入学手続き

入学予定者は令和8年12月18日（金）午後5時までに、以下の書類を提出して、入学手続きをすること。【提出書類】誓約書…1部

※入学者オリエンテーションは3月上旬に実施予定です。詳細は2月上旬に案内文を送付。

4 その他

(1) 感染症等に対する追検査

追検査の必要が生じた場合は、11月25日（水）に実施する。

（幼児及びご家族で体調不良の方がいらっしゃいましたら、学校へご連絡下さい。）

(2) 令和9年度 幼稚部入学者募集説明会

日 時 令和8年9月8日（火） 午後2時～午後3時

場 所 沖縄県立沖縄盲学校 幼稚部教室

※説明会にて出願書類の配布を行う。

【別紙①】 学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。